

**九度山町  
介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表  
(令和8年6月施行版)**

要支援者については、平成29年4月以降に認定の更新等により要支援認定を受けた方についてのみ、総合事業のサービスコード表を使用します。

**訪問型サービス**

- 1 九度山町訪問型サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コードA2)  
九度山町訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。

**通所型サービス**

- 2 九度山町通所型サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コードA6)  
九度山町通所介護相当サービス指定事業者が使用します。

**介護予防ケアマネジメント(参考)**

- 3 九度山町介護予防ケアマネジメントサービスコード表(サービス種類コードAF)  
九度山町から介護予防ケアマネジメントの委託を受けた居宅介護支援事業者が使用します。

A2 九度山町訪問型サービス(独自)サービスコード表(R8.6.1～)

…新規 …変更 …廃止 …九度山町では使用しません。

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176単位	日割の場合 39単位	1.176 1月につき 39 1日につき
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		(2)1週に2回程度の場合 2349単位	日割の場合 77単位	2.349 1月につき 77 1日につき
A2	1211 訪問型独自サービス12		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727単位	日割の場合 123単位	3.727 1月につき 123 1日につき
A2	2211 訪問型独自サービス12日割				
A2	1321 訪問型独自サービス13				
A2	2321 訪問型独自サービス13日割				
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定種訪問型サービスである場合	287単位	287 1日につき
A2	2511 訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	179単位	179 1日につき
A2	2821 訪問型独自サービス23		(3)所要時間20分以上45分未満の場合	220単位	220 1日につき
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	183単位	183 1日につき
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12単位減算	-12 1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 1単位減算	-1 1日につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合 23単位減算	-23 1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 1単位減算	-1 1日につき
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合 37単位減算	-37 1月につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合 1単位減算	-1 1日につき		
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定種訪問型サービスである場合	3単位減算
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	2単位減算
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(3)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12単位減算	-12 1月につき
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 1単位減算	-1 1日につき
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合 23単位減算	-23 1月につき
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 1単位減算	-1 1日につき
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合 37単位減算	-37 1月につき
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割	日割の場合 1単位減算	-1 1日につき		
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定種訪問型サービスである場合	3単位減算
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	2単位減算
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(3)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者等50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 15%減算
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200 1月につき
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50 月1回限度
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰイ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000加算	1月につき
A2	6183 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰロ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000加算	
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱイ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000加算	
A2	6184 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱロ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000加算	
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000加算	
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算	

A6 九度山町通所型サービス(独自)サービスコード表(R8.6.1~)

新規 変更 廃止 九度山町では使用しません。

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数
種類	項目				
A6	I111 通所型独自サービス11	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき
A6	I112 通所型独自サービス11日割	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位	59単位	1日につき
A6	I121 通所型独自サービス12	事業対象者・要支援2		3,621	1月につき
A6	I122 通所型独自サービス12日割	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	3,621単位	119単位	1日につき
A6	O210 通所型独自サービス21	ロ1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で6回まで	436単位 447単位	436 447 1回につき
A6	O211 通所型独自サービス22	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18 1月につき
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	1単位減算	-1 1日につき
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	1単位減算	-1 1日につき
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき
A6	O215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	4単位減算 4単位減算	-4 -4 1回につき
A6	O216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	18単位減算 1単位減算	-18 -1 1月につき
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18 1月につき
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	1単位減算	-1 1日につき
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1単位減算	-1 1日につき
A6	O218 通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	4単位減算 4単位減算	-4 -4 1回につき
A6	O219 通所型独自業務継続計画未策定減算22	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	4単位減算 4単位減算	-4 -4 1回につき
A6	B110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A6	B111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき
A6	B112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算	1回につき
A6	B105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	376単位減算 752単位減算 -376 -752 1月につき
A6	B106 通所型独自サービス同一建物減算2	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376 1月につき
A6	B107 通所型独自サービス同一建物減算3	ロ1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	94単位減算 94単位減算	-94 -94 1回につき
A6	B612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47 片道につき
A6	B5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100 1月につき
A6	B6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240
A6	B6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ栄養アセスメント加算		50単位加算	50
A6	B5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ栄養改善加算		200単位加算	200
A6	B5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150
A6	B5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160
A6	B6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ一体的サービス提供加算		480単位加算	480
A6	B6011 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リサービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	88単位加算 176単位加算 88 176 72 144 24 48 100 200 20 5 40 111/1000加算 120/1001加算 109/1000加算 118/1001加算 99/1000加算 83/1000加算 117/1000加算 127/1001加算 115/1000加算 125/1001加算 105/1000加算 89/1000加算
A6	B6012 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	72単位加算 144単位加算
A6	B6107 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	24単位加算 48単位加算
A6	B6103 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1				
A6	B6104 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2				
A6	B4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	又生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6	B4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A6	B6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき
A6	B6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5
A6	B6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ科学的介護推進体制加算		40単位加算	40 1月につき
A6	B6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰイ1	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の111/1000加算	
A6	B6183 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰロ1		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の120/1001加算	
A6	B6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱイ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の109/1000加算	
A6	B6184 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱロ1		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の118/1001加算	
A6	B6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の99/1000加算	
A6	B6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の83/1000加算	
A6	B6185 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰイ2	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の117/1000加算	1月につき
A6	B6186 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰロ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の127/1001加算	
A6	B6187 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱイ2		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の115/1000加算	
A6	B6188 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱロ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の125/1001加算	
A6	B6189 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の105/1000加算	
A6	B6190 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の89/1000加算	

**定員超過の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	事業対象者・要支援2		
A6	8001	通所型独自サービス11・定超					イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超	59単位	41	1日につき			
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	3,621単位	2,535	1月につき			
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超	119単位	83	1日につき			
A6	9003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	定員超過の場合 ×70%	305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・定超	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で6回まで	447単位	313			

**看護・介護職員が欠員の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	事業対象者・要支援2		
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠					イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠	59単位	41	1日につき			
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	3,621単位	2,535	1月につき			
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠	119単位	83	1日につき			
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で6回まで	447単位	313			

AF 九度山町介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
AF 2111	介護予防ケアマネジメント			442単位	442	1月につき
AF 2112	介護予防ケアマネジメント(虐待減算)	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5 442単位	高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位	438	
AF 2113	介護予防ケアマネジメント(両方減算)		4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算 434単位	434	
AF 2114	介護予防ケアマネジメント(BCP減算)		業務継続計画未策定減算	4単位減算	438	
AF 4001	介護予防ケア初回加算		ロ 初回加算	300単位加算	300	
AF 6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300		
AF 3111	介護予防ケア介護職員等処遇改善加算	ニ 介護職員等処遇改善加算 ※1からハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、あつる単位数の繰上りを記載。		9単位加算	9	
AF 3112	介護予防ケア介護職員等処遇改善加算	ニ 介護職員等処遇改善加算 ※1からハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、あつる単位数の繰上りを記載。		15単位加算	15	
AF 3113	介護予防ケア介護職員等処遇改善加算	ニ 介護職員等処遇改善加算 ※1からハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、あつる単位数の繰上りを記載。		16単位加算	16	
AF 3114	介護予防ケア介護職員等処遇改善加算	ニ 介護職員等処遇改善加算 ※1からハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、あつる単位数の繰上りを記載。		22単位加算	22	